２０２１年１月１８日発行

村尾光子の
下野市議会報告（第61号）

しもつけ



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@nifty.com （アドレスが変わっています）

令和2年第3回臨時会(11月30日)と第4回定例会(12月3日～17日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

【第3回臨時会】

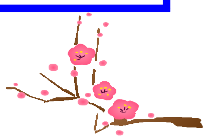
○報告（3件）
・専決処分の報告（道路破損による自動車損害賠償）
○議員･特別職･職員の期末手当引き下げ条例改定

【第4回定例会】

○R２年度会計補正予算（5件）
・一般会計（第５号、第６号）　・国保会計　・後期高齢者医療　・介護保険　・仁良川地区土地区画整理事業
○条例改正（2件）
・コミュニティセンター条例　・保健福祉センター条例
○工事変更請負契約の締結（1件）
・しもつけ風土記の丘資料館増築工事（建築）の変更
○指定管理者の指定（8件）
・コミュニティセンター（11館）　・ゆうゆう館　・ふれあい館　・きらら館　・市民農園　・農村レストラン　・道の駅しもつけ　・三王山ふれあい公園　・グリムの森･グリムの館
○財産の取得（1件）
・小中学校タブレットPC（5,300台）購入
○発議（1件）
・防災･減災、国土強靭化対策の推進を求める意見書の提出 ⟹ 採択（賛成多数）
○陳情（1件）
・国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情 ⟹ 継続審査

■一般質問：９議員が質しました。

令和3年第1回定例会は2月24日（水）開会予定です



COVID-19の影響がこれほど長引くとは予想できませんでした。今は感染拡大を止めることが第一なのに、国の施策は経済優先、国民のいのちは二の次？のように感じます。皆様にとって良い年となりますように。

昨年は、コロナ禍で様々な分野で活動が制限された一年でした。議会では代表･一般質問を制限し、講演会、研修等も中止としました。

私たち会派下野市民派クラブも、今年度計画していた市民派カフェを開催できずにいます。早く感染拡大が収束して、本来の活動に戻れることを願っています。イベントこそ実施できませんが、定例的な会合と事ある度に連絡会を開き、意見交換と調査研究を行ってきました。引き続き、市総合計画のキーワード『幸せ実感都市』、SDGｓの『誰一人、取り残さない』の実現に近づくよう、行政への橋渡しに努力致します。目下の課題は、障がい児･者福祉、特に医療的ケアが必要な児童へのサービス提供事業者に対して、私たちはどんな支援ができるのか、難しい課題ですが、地道に取り

村尾光子の
議会報告＆意見交換会
とき：R３年1月31日（日）
場
ど



新型コロナウイルス感染者が急速に増加しています。感染拡大防止のため、今回は開催を見送ります。

※新型コロナウイルス感染防止のためマスク着用と手指消毒にご協力をお願い致します。

■職員の期末手当率 0.05 か月分引き下げ、市長等特別職、議員報酬も　（第 3 回臨時会）

人事院勧告に基づいた国家公務員の期末手当率引き下げに準じて、本市も同様に関係条例を改定した。今回は、民間給与との格差が小さいことから月例給と諸手当の改定はしない。

	現行の 12 月支給月数	改正後支給月数	比較
市長等、議会議員	1.70	1.65	△ 0.05
一般職員・会計年度任用職員	1.30	1.25	△ 0.05

※上記の改定を R2 年度の期末手当から適用するため、12 月支給を 0.05 か月分減額し、R3 年度からは 6 月・12 月支給をそれぞれ 0.025 か月分を引き下げる。

※再任用職員については、そもそも期末手当が低く、人事院勧告に含まれていないので引き下げない。

※今回の改定で一般職・特別職全体で 873 万円の減額。

《役職加算》 地方自治法及び市条例では、期末手当には期末手当基礎額に役職加算率を乗じた額に支給月数を乗ずるとされている。市規則では、職員の役職加算率は 20/100 の範囲で、職制上の職務の級に応じて定めている。

役職加算の割合と支給額　（総務部長答弁）

職制上の職務の級	加算割合	人数	合計額
特別職	45/100	3 人	105 万円
8 級（部長・教育次長・議会事務局長・会計管理者） 7 級（困難な業務の課長・事務局長）	20/100	18	332
6 級（課長・事務局長）	15/100	21	268
4・5 級（副主幹・課長補佐）	10/100	157	1,218
3 級（主査）	5/100	89	240
	総　計	288	2,163

※特別職については、条例で加算割合を規定。

※議員報酬についても、条例で 15/100 と規定。議員報酬月額 35 万円を役職加算により月額 402,500 円で計算する。

※職員の期末手当基礎額

―（給料月額＋扶養手当月額＋地域手当月額）

3 級以上の職員は上記の期末手当基礎額に加算割合を乗じた額を基礎額とする。

役職加算は、市民からは見えにくい制度ではないか。
期末手当の率を一律に下げるなら、加算される人とされない人がある役職加算の率を見直し、引き下げをした方が公平性と透明性が高まるのでは、と質した。「役職加算は1回触ると次回の改正時に分からなくなる」（総務部長）、「人事院勧告に準拠する方が公平である」（市長）、との答弁。　果たしてそうだろうか？
期末手当にはいわゆる期末手当と勤勉手当（勤務評価による）がある。勤勉手当を除いた部分を給料表に加算すれば、業務の困難さ・責任度合いへの対価がより見える化すると思うのだが。国の制度が変わらなければ無理？

■コミュニティセンター条例改正、コミュニティセンターの指定管理者指定

市内にはコミュニティセンターが 16 館ある。うち 5 館は市直接管理だが、11 館は指定管理者として地域のコミュニティ推進協議会等の地域団体に管理運営を委託している。指定期間が本年度末で終了す るので、新たに R3 年度から 3 年間の指定管理者として現行通り に各コミュニティー推進協議会等を指定し、3 年間の管理委託費を 債務負担で予算計上した。

このうち、姿西部考古台コミュニティセンターは旧国分寺西小学校給食室を改修して移転し、これまでの直営から地域のコミュニティ推進協議会に委託する。施設の使用料上限を設定した。実際の使用料は上限範囲内でコミュニティ推進協議会が決定。

《姿西部考古台コミュニティセンター施設使用料上限》

（単位:円）	午前	午後	夜間	現行使用料
ホール	1,500	1,500	1,500	各区分 600 円
調理室	1,500	1,500	1,500	―（現在無し）

※ホールは現在の 57 m² から 150 m² に拡張、新たに調理室も使用できる。

■他の市有施設も現行の指定管理者に指定更新

いずれも管理状況が良好なので非公募で決定　（万円）

施設名	指定管理者(R3 ～ 5 年度)	委託費（3 年間）
ゆうゆう館	下野市社会福祉協議会	14,861
ふれあい館	株式会社道の駅しもつけ	19,879
市民農園	（公・財）下野市農業公社	464
農村レストラン	レストハウスしもつけ管理組合	―
道の駅しもつけ	株式会社道の駅しもつけ	8,550
三王山ふれあい公園	株式会社道の駅しもつけ	10,260
グリムの森・グリムの館	（一・財）グリムの里いしばし	4,950

※委託費は債務負担行為の上限額(1 万円以下切り捨て)

■財産の取得

小中学校の全児童・生徒にタブレットを用意

財産の種類	小中学校タブレット PC　5,300 台
取得方法	指名競争入札
契約金額	4 億 7575 万円（うち消費税相当額 4325 万円）
契約相手方	システム興産株式会社（宇都宮市）
仕様：10.2 インチ、490 グラム、32GB 、インカメラ・アウトカメラ内蔵、バッテリー 10 時間対応、学習支援ソフト内蔵、キーボード・タッチペン・ケース付物損保障付き	

※入札では指名業者 7 社のうち 5 社が辞退した。3 月末日までの納期が困難だったようだ。契約では間違いなく納入するとのこと。

※デジタル教科書について、教師用は活用しているが学習者用の活用は今のところ考えていない。ドリルソフトは導入するので教師が学習履歴を管理できる。活用について教員研修予定

※ Wi－Fi については、家庭の環境を利用。その環境がない場合のみルーターを貸出。



■ R2 年度一般会計補正予算 （第 5、6 号）

8 億 9125 万円を追加、予算総額は 347 億 5135 万円に

定例会最終日に、コロナ対策のひとり親世帯臨時特別交付金再支給を早く支給するために補正予算案が上程された。

【主な歳入】（1 万円未満切り捨て）

○国庫負担金 △1 億 3983 万円
○国庫補助金 3864 万円
○県負担金 1483 万円
○県補助金 1233 万円
○基金繰入金 △7600 万円
○市債 △7 億 1830 万円

合併特例債 3720、地域総合整備資金貸付事業債 4100、学校教育施設等整備事業債 △17610、公共施設等適正管理推進事業債 △64290、緊急防災・減災事業債 3950

○国庫補助金（補正予算 6 号） 2736 万円

【主な歳出】

○議会費 △461 万円

調査研究等コロナ禍のため中止とした事業費を減額

○オリンピック・パラリンピック推進事業 354 万円

キプロス共和国選手団のホストタウンとして市民の気運醸成

○特殊詐欺撃退器購入補助事業 60 万円

65 歳以上のみ世帯、費用の 3/4、上限 1 万円、予算追加

○障がい児・者給付事業 6,590 万円
○産後ケア事業 42 万円
○予防接種事業 575 万円

行政検査ではない高齢者等（自覚症状無く基礎疾患有り）への新型コロナウイルス検査費助成、PCR 検査 2 万円・抗原検査 7500 円のうち自己負担は 1/3、委託費と扶助費を計上

○吉田地区農泊拠点施設建設事業貸付金 4,100 万円

市が借入れしふるさと財団を通して融資する。実施主体は（一・社）シモツケクリエイティブ、旧吉田農協大谷石倉を改造、R3 年 3 月完成予定

○道路橋梁新設改良費 △3,974 万円
○仁良川土地区画整理事業操出金 △7,459 万円

保留地売却収入分を減額

○義務教育学校整備事業 △10 億 5545 万円

交付決定を受けていた国庫負担金が減額となり、次年度精算となったため

○グリムの館空調設備改修 993 万円
○南河内東公民館防水改修工事 2,622 万円
○石橋複合施設整備事業 358 万円

デザインアンドビルド業務委託料、第 3 回定例会では 12 億 1660 万円で整備事業の契約を議決。今回は付帯工事（光ケーブル引込工事）と市が調達する備品購入費の計 1 億 2232 万円を追加して R4 年度までの継続費とした。

○運動場改修事業 4,371 万円

大松山運動公園駐車場土地購入費 4,366、プール廃止に向け、ピクニック広場・テニスコートを含め整備計画策定予定

○体育施設改修事業 1,269 万円

旧国分寺西小体育館防災施設改修 188、石橋体育センター防球ネット・暗幕改修 924、国分寺海洋センタープール配管・照明改修 156

○ひとり親世帯臨時特別給付金（再支給） 2,736 万円

R2 年 12 月 11 日時点で前回の臨時特別給付金を受給した人数で算出、以降に申請・受給した人にも補正予算で対応する。財源は全額国庫補助金。
1 世帯 5 万円、第 2 子以降 3 万円/人、前回分の未申請者も含めて申請期限は 2 月 26 日。

■しもつけ風土記の丘資料館増築工事、変更契約締結

184 万 8 千円増額して 2 億 4164 万 8 千円に

直接工事費 3,352,292円の増

北側グラウンドからの階段設置、入口へのスロープ形状変更、軒先の木材を準不燃材に変更、外部巾木をモルタル仕上げに変更、発生材処理の変更等

共通仮設費・現場管理費・一般管理費 △1,650,358円

花まつり中止のため、誘導員人件費分減額

※工期は R2 年 12 月 28 日まで

■保健福祉センター使用料の消費税は外税に

ふれあい館、ゆうゆう館、きらら館の使用料はこれまでの料金に消費税額を加算する。R3 年 4 月 1 日から。

現在の使用料は内税方式（消費税が含まれている）。電気代等の経費が増嵩しているので、使用料表は変えずに外税とする。実質的に値上げとなる。

■防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書を国へ提出、 ―全会一致で採択―

経済建設常任委員会からの提案

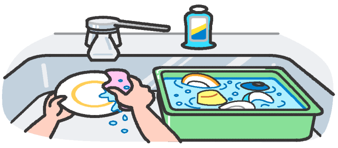
《要望事項》 要旨

1. 「防災・減災、国土強靱化のための 3 カ年緊急対策」に引き続き次期 5 カ年計画を策定し、当初予算では別枠で確保。
2. 計画策定では、治水対策等に加え、平時・災害時の安定的な人流・物流を支える道路ネットワークの整備など対象事業の拡大を図ること。
3. 社会資本の安全性・信頼性を確保するため、長寿命化計画に基づく予防保全型の修繕・更新が図られるよう予枠を拡充し、必要な予算を確保すること。
4. 地方の社会資本整備を着実に推進するため、安定的・持続的に予算を確保し、地域経済の早期再生を図るため公共事業を含めた補正予算を編成すること。

意見書提出は県市議会議長会からの要請とのこと。経済建設常任委員会で協議し、全員の賛同を得て提出された。
コロナ対策を優先すべきだろうにと思ったが、趣旨説明には「新型コロナウイルス感染症が地域経済に甚大な影響をもたらしている中、社会資本整備は、景気の下支えに有効である･･･」とあるので、致し方ないと賛成した。

■陳情：国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情 ― 継続審査 ―

教育福祉常任委員会に付託。審査結果、継続審査となった。栃木県は早期に制度創設し、県内多くの市町は活用している。



村尾光子の

一般質問

許された質問時間は 30 分。質問項目が多いのでは、と助言も頂いた。コロナ禍の中、地方移住に関心が高まっている。農にも親しめる田園都市をアピールしたい。



水道法は改正された。県南広域的水道整備事業にどう対応するのか

県南広域的水道整備事業検討部会が 1 年以上も開催されていないことから、去る 10 月 23 日、市民団体「県南の地下水をいかす市民ネットワーク」(栃木市・壬生町・下野市の市民団体も加盟)は県との協議を行い、進捗状況等の説明を聴いた。

やはり、取水地点、送水地点、供給単価等の具体的なことは検討中として明らかにされず、次回検討部会の開催時期も未定とのことだったが、昨年 10 月に改正水道法が施行されたことによる重大な変更が明らかになった。

①広域的水道整備計画は策定しない(水道法から削除された)。従って、関係市町議会の同意、県議会の議決は不要。

②県南水道用水供給事業の認可を受けるための事業計画は策定する。

③いずれ水道基盤強靱化計画を策定する。(水道法に追加)

第 2 回定例会一般質問への答弁とは状況が異なっていることに驚き、改めて質した。

(1) R2年第2回定例会一般質問への答弁とは状況が異なっている。県からどのような説明を受けていたのか。全体スケジュールはどう把握しているのか。
(2) 県は本年度当初の市町水道事業担当課長会議にて水道法改正について説明したとのことだ。本市では、広域的水道事業について総合政策課と水道課はどのように情報を共有しているのか。

【広瀬市長】 栃木県保健福祉部生活衛生課が主催している市町村水道担当課長会議は、例年 5 月上旬に開催されている。水道基盤強化のための推進方策が盛り込まれた改正水道法については、同会議で情報を得ていた。が、県南広域的水道整備事業についての言及がなかったので、本事業への直接的な影響について認識することができず、第 2 回定例会ではその時点で本市が把握している内容により答弁した。

現段階では、県南広域的水道整備事業検討部会の開催連絡等はないが、水道法改正により広域的水道整備計画が廃止されたため、少なからず県南広域的水道整備事業の進め方や全体スケジュールへの影響があると認識している。引き続き栃木市、壬生町とともに、栃木県との連携をさらに図りながら、全体スケジュールの把握に努める。

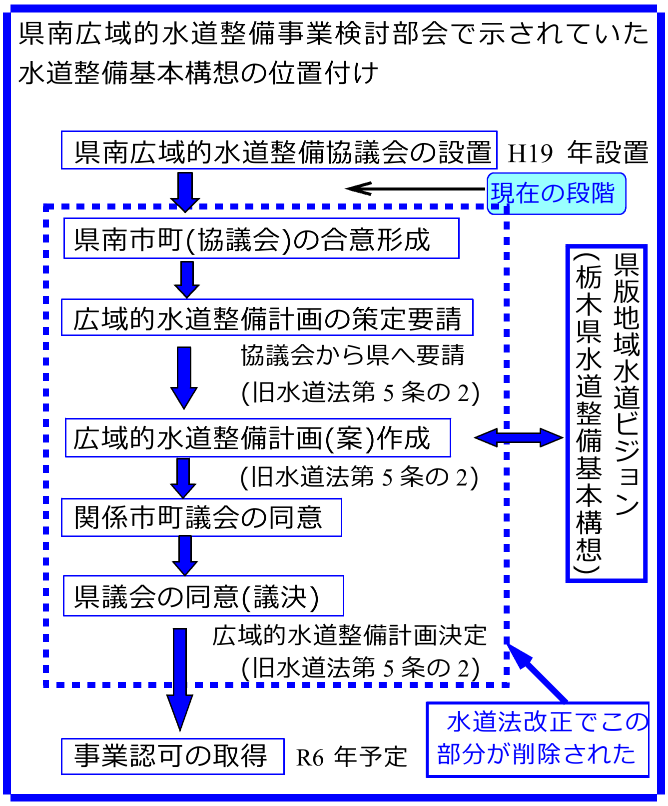
第2回定例会では、総合政策部長は県に確認して答弁したとのこと。その時点で県は適切な情報提供をしなかったのではないか？そうであるなら大変失礼なことだ。
10月23日の県との協議では、県総合政策課及び生活衛生課の職員が、これまでの経緯を淡々と説明した。質問に答えて「水道法改正については既に水道担当課長に説明した。事業は進める」で済まされた。常に住民と向かい合わなければならない市行政と、直接県民とは余り接触しない県行政の姿勢の違いを強く感じた。市長には県に対してしっかりと説明を求めるよう要望した。

(3) これまで、広域的水道整備協議会での合意形成をする前に市民に説明するとしてきたが、整備計画策定に係るプロセスがなくなり、議会の同意も必要がなくなった。議会・市民への説明についてどう対応するのか。

【広瀬市長】 これまで広域的水道整備計画の策定には、2 市 1 町の合意形成による栃木県への策定要請が必要であるため、合意形成を図る前には市議会・市民の皆様に説明するとしてきた。今回の水道法改正により、広域的水道整備計画の策定が廃止されたが、これまでの議会や市民からのご意見、署名等の意義を踏まえると、これまで同様誠意を持って慎重に進めなければならないと考えている。

県南広域的水道整備事業は、栃木県、栃木市、壬生町、野木町、下野市で構成する県南広域的水道整備協議会及び整備事業検討部会を中心として、関係市町の合意形成を図りながら進めなければならない事業と捉えている。

県や協議会での協議にて皆様にお知らせできる段階になったら、様々な広報媒体によりお知らせし市政懇談会で説明する。



(4) 広域水道用水供給事業の運営主体について、どのような見解か。

【広瀬市長】 県内には栃木県企業局による水道用水、工業用

水の供給事業、一部事務組合事業として水道事業を共同処理している広域水道事業体がある。(下段の表)

広域連携には、経営主体・事業が一つに統合された事業統合、水質検査や施設管理等維持管理を共同実施・共同委託とする管理の一体化などの複数の形態がある。今後協議をしていく中で、それぞれのメリット・デメリットを比較検討しながら、最良な形態を採択することになる。

形態	事業名・事業体名	用水供給先
栃木県企業局	北那須水道用水供給事業	那須塩原市、大田原市
	鬼怒水道用水供給事業	宇都宮市、真岡市、高根沢町、芳賀中部上水道企業団
	鬼怒川左岸団地地区工業用水事業	清原工業団地、芳賀工業団地、芳賀・高根沢工業団地
一部事務組合	芳賀中部上水道企業団	益子町、芳賀町、市貝町(当初は水道用水供給事業のみ。H15 〜水道事業統合)

＊一部事務組合のうち、水道など地方公営企業の経営を共同処理する場合、地方公営企業法では『企業団』と呼称すると規定。

《参考》

＊芳賀中部上水道企業団の 2 箇所の配水場は県鬼怒水道用水供給事業からの受水。給水量全体の約 18 %

— 芳賀中部上水道企業団「水道ビジョン」から —

＊栃木県は R 2〜 4 年度、県内水道事業者の広域連携の方向性を示す**「水道広域化推進プラン」**を策定。3 年間の策定費総額は 3,900 万円(県総合政策部 R2 年度当初予算)

水道法の一部改正法はH30 (2018) 年に成立し、R元年10月に施行された。コンセッション方式 (水道施設等運営権を民間事業者に設定できる) 導入が可能となることに大いに不安を抱き関心を寄せていたが、この改正は広域連携を推進するものでもあった。

広域的水道整備計画の規定が削除されたことには気づかず、迂闊だった！替わりに水道基盤強化計画が規定された。下野市新水道ビジョン (2019年3月策定) では「管理の一体化について近隣市町と意見交換を始めた。料金徴収や窓口業務の共同委託について調査する」とあり、水道事業の統合については言及していない。

《『水道の基盤強化に向けた水道法改正に向けて』(厚生労働省医薬・生活衛生局水道課)から》

【改正の趣旨】 人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

【改正の概要】 (1)関係者の責務の明確化、(2)<u>広域連携の推進</u>、(3)適切な資産管理の推進、(4)官民連携の推進、(5)指定給水装置工事事業者制度の改善、の 5 項目

広域連携の推進 ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定める。

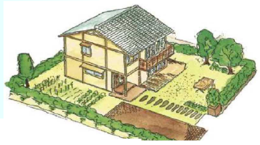
②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができる。

③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村等を構成員とする協議会を設置できる。

広域的水道整備計画と水道基盤強化計画の違い

	広域的水道整備計画	水道基盤強化計画
制度創設	昭和52年	平成30年
課題	○水道の未普及地域の解消 ○水道水の需要の増大に伴う需給の逼迫	○人口減少に伴う水需要と料金収入の減少 ○水道施設の老朽化 ○人材の確保・育成
目的	水道の広域的な整備	水道の基盤の強化
発案主体	地方公共団体が関係地方公共団体と共同して都道府県に計画策定を要請 *⇒自治体の要請が必要*	①都道府県が主体的に策定 *⇒自治体の要請がなくても都道府県が策定可能* ②二以上の市町村があらかじめ水道事業者等の同意を得て共同して都道府県に計画策定を要請
策定手続	○都道府県は、関係地方公共団体と協議し、かつ、都道府県議会の同意を得る。 ○自然的・社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し、地域における水道の整備状況を勘案して策定する。	○都道府県が主体的に計画を策定する場合は、関係市町村、関係水道事業者等の同意を得る。 *⇒都道府県議会の同意は必須ではない* ○二以上の市町村が都道府県に計画策定を要請した場合は、都道府県は必要があると認めるときは計画を策定する。 ○計画区域に広域的連携等推進協議会(改正後の水道法第5条の4)を組織している場合は、当該協議会の意見を聴く。 ○基本方針(厚生労働大臣が策定)に基づいて策定する。

「優良田園住宅の建設促進に関する基本方針」の策定を



出典：国土交通省HP

農村地域の高齢化、人口減少が進み、コミュニティ維持を危惧する声が聞こえる。コロナ禍の中、田舎暮らしを求める人達も増えているとの報道もある。この時期だからこそ、優良田園住宅の建設の促進に関する法律(H10 年 4 月成立、7 月施行)に基づく基本方針を策定することにより、農村での定住人口増が期待できるのではないか。下野市議会では合併当初から提案されていた。

下野市発足後間もなく、この制度活用の提案があった。どのように研究・検討したのか。実現に向けた道筋を明らかにされたい。

【広瀬市長】 近年、多様な働き方と併せて都市部から地方への移住に関心を持つ若者が増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の急拡大が懸念される中、都市部と地方など生活拠点を複数構える二拠点生活が一段と注目されている。

優良田園住宅建築促進法は H10 年に議員立法で制定され、制度運用には以下の要件がある。

〇(自治体は)優良田園住宅の建設に関する基本方針を策定
〇建築者は基本方針に基づく建設計画を立てて認証を受ける

これにより、誰もが農村地域や都市近郊等の良好な自然環境の中に一定規模の一戸建て住宅を建築することができる。

しかし、R2 年 3 月現在で基本方針を策定した自治体は全国で 57 市町村、このうち建設計画の認定は 29 市町村にとどまっている。栃木県内での実施自治体はない。

本市では、H27 年 4 月より都市計画法第 34 条第 11 号の規定により、市街化調整区域内の開発許可基準を緩和して定住人口の増加を図っている。本制度の運用実績は、R 元年度までの 5 年間で 29 件、全て県内からの移住者であった。

また、市街化区域内では、定住希望者住宅取得支援制度を設けた H28 年度から R2 年 11 月末までに東京圏から 43 世帯、129 名の方が移住された。

優良田園住宅建築促進法に関連した制度活用については、議会での提案を受けて以来検討したが、制度活用によって成果を上げている自治体は都市近郊の山地・丘陵地に位置する里山のような地理的状況を有している。本市のような平地にある自治体については制度を作りながらも活用はされていない傾向だ。

本制度の運用にはこの法律のほか、都市計画法、建築基準法、農地法等の許可を得るまでに建築計画の策定、認可申請、県との協議等の多くの手続が必要となる。

さらに、**都市計画法第 34 条第 11 号の規定による市街化調整区域における開発基準の緩和の制度と性質的に同様であるので現時点では優良田園住宅建築促進法の運用は考えていない。**

本市では、人口減少、少子・高齢化の進展による既成市街地の空き家・空き地の発生、将来的なインフラの維持更新に係るコスト増大等の懸案がある。今後は、都市計画マスタープランに掲げる、立地適正化計画に定める JR3 駅を中心とする市街地が連携するネットワーク型コンパクトシティの形成を目指す。

市街化調整区域についても、人口減少による農村地域コミュニティ維持が懸念されていることから、これまでの都市計画法第 34 条第 11 項に基づく区域指定の運用を引き続き行う。

《優良田園住宅の建設の促進に関する法律》要旨

【目的】 農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりある国民生活の確保を図る。

【優良田園住宅の定義】

農山村地域、都市近郊等に良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建てで、敷地面積が 300 m² 以上、建ぺい率 30 ％以下、容積率 50 ％以下、3 階建て以下の住宅。(それぞれの限度の範囲内で独自に定めることができる)

【法律の仕組み】

優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針
（市町村が作成、都道府県知事と協議）

↓

優良田園住宅建設計画
（優良田園住宅を建設する者が作成）

↓ 申請 ↑ 認定

市町村 ：農用地区域からの除外、農地転用許可の可否を予め判断

↕ 協議

都道府県知事

↕ 協議

農林水産大臣 【地方農政局長等に委任】

↓

優良田園住宅の建設 ：農地法・農振法・都市計画法上の手続が必要

〇基本方針に定めること(法第3条)

1. 優良田園住宅の建設が基本的に適当と認められるおおよその土地の区域に関する事項

例(ア)既存の農山村集落に隣接又は近接する区域、(イ)既存の農山村集落内の区域、(ウ)都市近郊における集落に隣接又は近接する区域、(エ)新幹線駅、高速道路出入口等に隣接又は近接する交通アクセスが至便な区域等

2. 優良田園住宅が建設される地域における個性豊かな地域社会の創造のために必要な事項

例(ア)スギ、ヒノキ等の地域材活用、(イ)住宅の形態・意匠、(ウ)塀の高さ制限や生垣造り、等

上記の他、定めるよう努める事項

1. 優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向
2. 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和その他優良田園住宅の建設の促進に際し配慮すべき事項

〇本法を適用することへのメリット

・市街化調整区域における住宅建築等の許可について配慮される。
・農振農用地区域からの除外、農地転用の許可等について配慮される。

― 出典「優良田園住宅の建設の促進に関する法律について」(農水省 HP)から抜粋 ―

《栃木県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例》
次の全ての条件を満たす区域のうち、市町村長の申し出により知事が指定した区域の開発を許可できる。
●農林農用地、保安林等、政令で除外すべきとされた土地を除外した区域
●概ね 50 以上の建築物が、概ね 50 m以内の間隔で連担する区域
●区域内の主要道路の規模・構造、配置及び区域外道路との接続状況

《下野市の区域指定》(H27 年 3 月 31 日指定)
○下長田地区、上台地区、細谷地区、橋本地区
○箕輪地区、国分寺地区、川中子(川西)・国分寺(南国分)地区
○三王山(鯉沼)地区、三王山・谷地賀地区、上坪山・下坪山(的場)地区

市長は「これまでの都市計画法第34条第11項に基づく区域指定の運用を引き続き行う。」と答弁したが、新たに区域指定を拡大していくのか、確認はできなかった。

優良田園住宅建設促進法は、市長答弁にあるように、都市計画法第34条第11項の開発基準の緩和に似ている。しかし、基本方針を定めることにより、地域農業の活性化や地産地消の拡大、独自性のあるコミュニティの創造ができるのではないか。この区域の指定は「市街化区域に隣接し、または近接し」ではなく、「既存の農山村集落に隣接又は近接」、「既存の農山村集落内の区域」でもよい。
移住定住促進のためには受入形態に多様なメニューを用意し、選択の幅を広げることも必要と思う。
私自身、新たな定住人口は市街化区域に誘導すべき、と考えていた。しかし、市民との意見交換会で「農村集落のコミュニティが維持できない」との切実な声を聴き、食料自給率の危機的状況や田舎暮らしを求める若者世代が増えている等の報道に触れて、農に親しむ移住定住を提供することも意義があるのではないかと考えるに至った。下野市の大きな魅力の一つは市街地と田園地帯が隣接していることである。「『田舎暮らし』拡散 移住者呼ぶ」(朝日新聞 2020. 3. 18)の埼玉県飯能市の取組は興味深かった。2019年は265人の転入超だったとか!!

《議員全員協議会(2020.11.26)から》

■職員による公金詐取事件に係る経過報告

1. 損害金の回収について

○回収金額 174 万 3523 円 (2020.11.1 現在)
前回報告額 174 万 523 円
今回報告額 3000 円

【弁済すべき総額】
元本 37,157,619 円
執行費用 176,134 円

○回収金の充当内訳
回収金額 174 万 3523 円
元本 152 万 4298 円
遅延損害金 16 万 175 円
執行費用 5 万 9050 円

※今回報告された回収金 3,000 円は執行費用に充てた。

弁済の充当先が指定されていない回収金は、民法第 491 条の規定に基づき、①費用 ②利息 ③元本の順に充当する。

2. コンプライアンス推進の取組について

(1)今年度の取組
①コンプライアンス推進本部会議(第 1 回、第 2 回)
②第 1 回コンプライアンス確立委員会開催
③公金等事務処理に関する調査(7/10 ～ 8/7)
④職員のコンプライアンスに関する意識調査(9/24 ～ 11/4)

(2)内部統制制度の導入について
① R2 年度
・主に関東圏の基本方針等を情報収集(栃木県は財務、個人情報、公文書管理、情報セキュリティの 4 事務)
・R4 年度実施に向けたスケジュール作成
・R3 年度に試験評価を実施する事務抽出

② R3 年度
・給与支払事務等、リスク管理の重要性が高い事務の一部について、内部統制を参考に評価を実施する。
・R4 年度の制度実施に向けた準備作業のため、内部統制制度導入支援業務を委託(R3 年度予算案計上)
【業務内容】
1. 統制環境整備(各段階に必要な研修等の実施)
2. リスク分析と評価(個別業務のリスク洗い出し、軽重評価・設定の支援)
3. リスク対策の策定(適切な対策設定の支援)

③ R4 年度
1. 公金詐取事件等の公金取扱い上の不正防止及び財務報告の信頼性の確保を目的として「財務に関する事務」を中心に対象を絞り実施する。
2. モニタリング、リスク対策の見直し

内部統制制度導入は事務量が増え大変そうだが、着々と進められているようだ。職員に理念が定着し、市民から厚い信頼が寄せられるよう、期待している。

《村尾太陽光発電所通信》2004 年 7 月～ 5.1kWh
2019(R1)年 10 月までで FIT(固定価格買取)期間が終了、売電価格は 48 円→ 8.5 円/kWh となった。検針票が発行されず、購入・売却電力が把握できなかった。
設置以来のCO2削減量16, 017Kg-CO2 (2021.12.31)
【全て電力依存】 (単位: kWh/年、円/年)

年	発電量	購入電力	売電電力	実質電気料金
H28	5,583	7,580	3,375	△ 1,874 円
H29	5,628	7,588	3,468	△ 14,430
H30	3,630	7,758	1,888	75,745
R1	3,402	8,150	1,722	117,007
R2	3,293	?	?	167,169

＊実質電気料金(自己負担分)＝購入料金－売却料金
＊ガス・灯油は使用していない

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

9/23･28 ～ 10/11 村尾議会報告 No60 編集･印刷作業

【10月】

4　ワタラセツリフネソウ観察会（自然に親しむ会）
11　下野市九条の会／田野辺隆男氏応援下野市勝手連
14　**議会運営委員会／議運(タブレット研修会)**
15　県南地域の地下水をいかす市民ネット運営委員会（宇都宮市）
18　水道水を考える市民ネット運営委員会
23　県南地域の地下水をいかす市民ネットと県との協議（宇都宮市）
24　講演「民生児童委員制度とその役割」小林雅彦氏
25　全国自治体議員行財政自主研究会講座「コロナ対策補正予算」菅原敏夫氏（Zoom ウェビナー参加）

【11月】

4　**議会運営委員会**／田野辺下野市勝手連
7　自然に親しむ会（ホタル公園除草）
8　知事選挙田野辺隆男氏街頭遊説応援
16　景観計画策定委員会傍聴
18　**議員タブレットおさらい会**
20　ブックベリーの会講演「子どもの本のもつカ」清水眞砂子氏／**総務常任委員会**
21　日弁連公害対策･環境保全委員会 50 周年記念シンポ「わたしたちは未来を描けるのか？」(Zoom 参加)
22　村尾議会報告＆意見交換会
23　NPO 法人「だいじ」 理事長長谷川氏宅訪問
25　かみのかわ有機農業推進協議会市民講座「『ゲノム編集』って何？」印鑰智也氏（上三川町）
26　**議会運営委員会／議員全員協議会／議員タブレット練習会**
27　会派下野市民派クラブ連絡会
28　さよなら原発！とちぎアクション（宇都宮市）
29　田野辺氏応援下野市勝手連解散式
30　**市議会第3回臨時会**

【12 月】

3 ～ 17　**市議会第4回定例会**

3、4、7、8、17 日　**本会議**
4 日　**村尾一般質問**
8 日　**村尾総括質疑／総合計画後期基本計画案･国土強靭化計画案議員説明会**
9 日　**総務常任委員会**
10 日　教育福祉常任委員会傍聴／**総務常任委員会委員長報告まとめ**
11 日　経済建設常任委員会傍聴
15 日　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会/総務常任委員会**

6　ラムサール湿地･渡良瀬遊水地をこれからどうする―生物多様性と持続可能性のための自然再生―基調講演　鷲谷いずみ氏（栃木市）
12　市川房枝記念会連続講座「気候危機と EU のヨーロッパグリーンディール」坪郷 實氏（Zoom 参加）
14　会派下野市民派クラブ（社会福祉課の説明と協議）
18　会派下野市民派クラブ連絡会
19　人権教育講演会「いつも何かにときめいていよう」藤田弓子氏
20　水道水を考える市民ネット運営委員会
22　地域公共交通会議傍聴



12/20 ～ 22　議会だより第 59 号原稿執筆
12/22 ～　市議会報告 No61 編集･印刷作業
12/25 ～ 27　FM ゆうがお出演打合せシートまとめ

2020年　議員報酬と主な使途

【収入】

議員報酬	5,443,375 円	①
所得税還付金	1,021,779 円	②
印刷機使用料	9,021 円	③

①月額 35 万円(7 月分はコロナ禍対応で 30 ％減額)、期末手当 3.35 ヶ月分（＋役職加算 15 ％）
② R 元年分
③実費分(どなたでも利用可)



※下野市議会では政務活動費の支給はありません

【支出】 主なもの　　　　（単位：円）

所得税 1,218,406 ／住民税 310,800 ／国民健康保険税 356,200 ④／介護保険料 113,300 ／固定資産税 65,000 ⑤／議員親睦会 36,000 ⑥ ／病気･団体保険 66,844 ／家計へ 840,000 ⑦／自動車維持費 206,174 ⑧／印刷機･パソコン維持費 303,971 ⑨／報告書作業工賃 68,427 ⑩／図書･新聞･機関誌 224,050 ⑪／通信費 223,398 ⑫／講座参加費 77,850 ⑬／旅費･宿泊費 55,620 ／団体会費 78,200 ／事務用品 17,247 ／慶弔費 24,720 ／医療費 66,480

【備考】 ④医療分 264,800+後期高齢者支援分 91,400 ／⑤共同名義の自宅分 1/2 負担／⑥お茶代･慶弔費として毎月 3,000 円を報酬から天引き／⑦生活費･事務所費として 7 万円/月を家計へ／⑧自動車税･整備･修理･ガソリン代･任意保険／⑨インク･マスター･用紙･プリンターインク･PC 用プリンター購入／⑩議会報告書製本･発送等作業工賃／⑪新聞･月刊誌･団体機関誌･単行本／⑫議会報告書送料･通信費／⑬全国自治体議員行財政自主研究会(東京)、市川房枝記念会政治参画フォーラム･連続講座「危機の時代を考える」(東京)、　　その他被服費･懇親会費に支出、記帳漏れや使途不明金もある。

～あれこれ～

■年末年始は娘も息子一家も帰省せず、静かな淋しい日々だった。この機に溜まっている書類整理ができるかと思ったが、全く成果無し。会議や締め切りが迫らないと真剣になれず、寒いのでついストーブ前に座りこみ新聞を読んでしまう。寒さにはすっかり堪え性がなくなった。■夫が作る大根のビール漬けが好評でシンガポール在住の姉からもリクエスト。無事に届くか不安だったが、夫は喜々として仕込んでくれた。何と3日後に無事到着！巣ごもり中の姉へのお年玉に。■庭で実った夏みかんも、夫の皮むき作業でママーレードが作れた。感謝。■根腐れで辛うじて生き残った脇芽が成長し、数年振りにたった一輪だけどストレリチアが開花、嬉しい。何と健気なこと！！

